

栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の適切な提供の推進を図り、もって骨髄等移植の推進に資するため、県内の市町が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「骨髄等を提供した者」とは、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者をいう。
- 2 この要綱において「事業所」とは、骨髄等を提供した者が勤務する事業所をいう。

(交付の対象等)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市町が行う骨髄等を提供した者及びその者が勤務する事業所に対する助成事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額は次の表のとおりとする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

対象経費			補助率
対象となる骨髄等の提供のための通院等の内容	ドナー	事業所	
次に掲げる通院等で日数は通算7日を上限とする。 (1)健康診断に係る通院 (2)自己血貯血に係る通院 (3)骨髄等の採取に係る入院 (4)バンクが必要と認める通院・入院及び面接	1日につき2万円を超えない額	1日につき1万円を超えない額	2分の1以内の額

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金交付申請書	別記様式第1	1	1 所要額調書 2 事業計画書 3 市町事業における補助金交付要綱等の写し	様式1 様式2	1 1 1	知事が別に定める期日

(交付の条件)

- 第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更又は事業の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業に係る収入及び支出等についての証拠書類を整理し、かつ、当該書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(変更交付の申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者が、交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合に提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金変更交付申請書	別記様式第2	1	1 所要額調書	様式1	1	知事が別に定める期日
			2 事業計画書	様式2	1	

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金実績報告書	別記様式第3	1	1 精算額調書	様式3	1	知事が別に定める期日
			2 内訳書	様式4	1	

(補助金の請求)

第8条 規則第18条により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金交付請求書	別記様式第4	1	交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める期日

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3(2021)年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6(2024)年4月1日から適用する。

別記様式第 1

年 第 月 号
年 月 日

栃木県知事 様

市町長名

年度栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金交付申請書

年度において骨髄等移植ドナー助成事業について、栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金 円を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 所要額調書（様式 1）
- 2 事業計画書（様式 2）
- 3 市町事業における補助金交付要綱等の写し

担当者名
電話番号

別記様式第 2

年 第 号
月 日

栃木県知事 様

市町長名

年度栃木県骨髓等移植ドナー助成事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け栃木県指令薬生第 号で交付決定のあった 年
度骨髓等移植ドナー助成事業について、栃木県骨髓等移植ドナー助成事業費補
助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり変更されるよう関係書類を添
えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 補助金申請額 | 金 | 円 |
| | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| | 差引増減額 | 金 | 円 |
- 2 関係書類
- 1 所要額調書 (様式 1)
 - 2 事業計画書 (様式 2)

担当者名
電話番号

別記様式第 3

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

市町長名

年度栃木県骨髄等移植ドナー助成事業実績報告書

年 月 日付け栃木県指令薬生第 号で栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金の交付の決定の通知があった骨髄移植ドナー助成事業について、栃木県補助金等交付規則第 13 条の規定により、その実績を関係書類 を添えて報告します。

関係書類

- 1 精算額調書（様式 3）
- 2 内訳書（様式 4）

担当者名
電話番号

別記様式第 4

年度栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金交付請求書

金 円

年 月 日栃木県指令薬生第 号で額の確定の通知があつた栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金を上記のとおり交付されるよう栃木県補助金等交付規則第 18 条の規定により請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

市町長名

添付書類

年度栃木県骨髄等移植ドナー助成事業費補助金交付決定通知書の写し